

議案第 14 号

三朝町税条例の一部改正について

次のとおり三朝町税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 8 年 3 月 11 日

三 朝 町 長 安 田 真 一 郎

平成 8 年 3 月 22 日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和 45 年三朝町条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 42 条第 2 項及び第 70 条第 2 項中「100 分の 1」を「100 分の 0.5」に改める。

第 90 条第 2 項中「精神保健法（昭和 25 年法律第 123 号）第 32 条の規定に基づく精神障害者の通院医療費の公費負担を受けている旨を証する書類及びその精神障害の程度が国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号）別表に定める 1 級の障害の状態と同程度の状態にある旨を証する書類で交付の日から 1 年を経過していないもの（以下本項において「患者票等」という。）並びに」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下本項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び」に、「呈示」を「提示」に改め、同項第 4 号中「患者票等」を「精神障害者保健福祉手帳」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第2条 改正後の三朝町税条例(以下「新条例」という。)第90条第2項の規定は、平成8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成7年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 平成8年度分の軽自動車税に限り、新条例第90条第2項の規定の適用については、同項中「又は精神保健及び精神障害者保健福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下本項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び」とあるのは「、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下本項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条の規定に基づく精神障害者の通院医療費の公費負担を受けている旨を証する書類及びその精神障害の程度が国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表に定める1級の障害の状態と同程度の状態にある旨を証する書類で交付の日から1年を経過していないもの(以下本項において「患者票等」という。)並びに」と、同項第4号中「又は精神障害者保健福祉手帳」とあるのは「、精神障害者保健福祉手帳又は患者票等」とする。